

茨城県報

号 外

昭和51年9月20日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

公 告

ページ

●危険物取扱者試験の実施(消防防災課)	1
●茨城県立看護専門学校入学試験の実施(医務課)	5
●職業訓練指導員試験の実施(職業訓練課)	9
●土地立ち入り測量(6件)(用地課)	10
●基幹道路の整備事業の完了(道路建設課)	12
●土地区画整理組合の設立(都市計画課)	12
●土地区画整理事業の事業計画の変更(")	13
●土地区画整理組合における換地処分(")	14
●水戸・勝田都市計画公園事業地内の土地建物等の有償譲渡の制限について (都市施設課)	14
●道路位置の指定(建築指導課)	14
●開発行為の工事完了(2件)(")	16

公 告

●危険物取扱者試験の実施

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の3の規定に基づき、昭和51年度第2回危険物取扱者試験を次により行う。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和51年度第2回危険物取扱者試験要項

1. 試 験 の 種 類

甲 種 危険物取扱者試験

乙種第4類 危険物取扱者試験

2. 試験の日時及び場所

(1) 日 時 昭和51年11月21日(日)

試 験 の 種 別	時 間
甲 種	10.00～12.00
乙 種 第 4 類	10.00～11.40

(2) 場 所 水戸市笠原町1284 県立緑岡高等学校
日立市若葉町3-15-1 県立日立第一高等学校
土浦市真鍋2463 県立土浦第一高等学校
下館市下中山590 県立下館第一高等学校
鹿島郡鹿島町宮中2561 県立鹿島高等学校

(うえのいずれかの希望地で受験することができます。ただし、受験願書受理後の変更は認めません。)

3. 受 験 資 格

○甲種危険物取扱者試験

(1) 次にかかげるもので、許可をうけた危険物の施設において、6カ月以上、危険物の取扱い実務経験を有する者

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学若しくは高等専門学校において、化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者

イ アと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者(これについては、10のその他の欄参照のこと)

(2) 乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後、許可をうけた危険物の施設において、2年以上危険物の取扱の実務経験を有する者

○乙種第4類危険物取扱者試験

許可をうけた危険物の施設において、6カ月以上、第4類の危険物の取扱の実務経験を有する者

4. 受験願書の受付期間

昭和51年10月4日(月) から10月20日(水)

5. 試 験 科 目

試験は、筆記試験とし、次の科目について行います。

○甲種危険物取扱者試験

(1) 基礎物理学及び基礎化学

- ア 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎物理学
- イ 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎化学
- ウ 燃焼及び消火に関する高度の基礎理論

(2) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

- ア すべての種類の危険物の性質に関する高度の概論
- イ 危険物の類ごとに共通する特性
- ウ 危険物の類ごとに共通する火災予防及び消火の方法
- エ 品名ごとの危険物の一般性質
- オ 品名ごとの危険物の火災予防及び消火の方法

(3) 危険物に関する法令

○乙種第4類危険物取扱者試験

(1) 基礎物理学及び基礎化学

- ア 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎物理学
- イ 危険物の取扱作業に関する必要な基礎化学
- ウ 燃焼及び消火に関する基礎理論

(2) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

- ア すべての種類の危険物の性質に関する概論
- イ 第4類の危険物に共通する特性
- ウ 第4類の危険物に共通する火災予防及び消火の方法
- エ 第4類の危険物の品名ごとの一般性質
- オ 第4類の危険物の品名ごとの火災予防及び消火の方法

(3) 危険物に関する法令

6. 試験の方法

筆記試験(択一式)

7. 受験科目の免除

乙種第4類の危険物取扱者試験を受けようとする者で、第4類以外の乙種の危険物取扱者免状の交付を受けている者は、5に記している乙種第4類の試験科目のうち、(1)の基礎物理学及び基礎化学と(3)の危険物に関する法令の科目について免除します。

ただし、受験願書の提出のさいに、願書の既得免状の記載欄に記入するほか既得免状(乙種)の写(コピーしたもの)を添付しない場合は、免除を認めません。

なお、甲種の試験についての科目の免除はありません。

8. 受 験 手 続

(1) 受験するときの提出書類

○ 甲種危険物取扱者試験

ア 受験願書

イ 事業主の実務経験証明書(願書に記載された方法で行うこと。)

ウ 3の(1)のアに該当する者(化学を専攻した者)にあつては、学校の卒業証明書

エ 3の(1)のイに該当する者(知事が認定する者)にあつては、化学の単位数を取得した証明書と卒業証明書

オ 3の(2)に該当する者(乙種から甲種への受験者)にあつては、すでに取得している乙種免状を証明する書類(願書に記載された方法で行うこと。)

カ 写真(上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cmで願書提出前6カ月以内に撮影したものを受験願書にちよう付すること。)

○ 乙種第4類危険物取扱者試験

ア 受験願書

イ 事業主の実務経験証明書(願書に記載された方法で行うこと。)

ウ 7によつて、受験科目が免除される者は、既得免状の写(コピーしたもの)を願書の裏面(既得免状添付欄)に添付すること。

エ 写真(うえの甲種危険物取扱者試験に同じ。)

(2) 受験手数料

ア 甲 種危険物取扱者試験 1,500円

イ 乙種第4類危険物取扱者試験 1,000円

うえの金額の手数料を、茨城県収入証紙でもつて、受験願書の手数料欄(消印しないこと)にちよう付すること。

なお、この手数料は、申込みの取消し、又は受験しなかつた場合でも返還しません。

(3) 受験願書の提出

試験を受けようとする者は、受験願書、実務経験証明書、受験票、合格通知書等提出書類に定められた事項を楷書ではつきりと記入し、茨城県総務部消防防災課(居住地を管轄する市町村のうち消防本部設置の場合は消防本部、未設置町村は役場を経由してもよい)に提出すること。

(郵送の場合は、10月20日の消印のあるものまで有効とします。)

なお、受験願書が受理されたものについては、11月16日までに着くように受験票を送付しますから、それまでに届かない場合は必ず消防防災課へ電話(0292-21-8111)で連絡すること。

9. 合格者の決定及び発表

(1) 決 定 方 法

各試験とも、各試験科目の成績が一定の合格点に達したものを合格者と決定します。したがって、各試験科目のうち、いずれかについて一定の基準点に達しない者は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格とします。

(2) 発 表

昭和51年12月13日茨城県総務部消防防災課において掲示し、合格者のみに文書で通知します。

10. そ の 他

(1) 受験願書等の用紙は、消防防災課、消防本部、町村役場に請求すること。なお、書類を郵送で請求する場合は、あて先を明記し郵便切手50円をちよう付した返信用封筒を同封すること。

(2) 3(1)イの甲種試験の受験資格においてアと同等以上の学力を有すると、都道府県知事が認定した者とは、次の者をいう。

ア 大学の冶金治工学科、製糸学科、生物化学科、農芸化学科、水産製造学科、農産製造学科、教育学部、教養学部、文理学部、理工学部、工学部、水産学部、農学部又は繊維学部において化学の科目を15単位以上取得して卒業した者

イ 大学、短期大学又は大学院において、化学の科目を通算して17単位以上取得した者

ウ 旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校の卒業者であつて、在学中に専攻した事項が化学に関するものである者又は大学設置基準による単位に換算して、化学の科目を17単位以上修めた者

エ その他(その他の者については、願書の提出先に問い合わせること。)

オ 各試験会場には、駐車場はありません。

●茨城県立看護専門学校入学試験の実施

昭和52年度茨城県立看護専門学校の入学試験を次のとおり実施する。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第1 茨城県立中央看護専門学校

(保健助産学科)

1 試 験 期 日

昭和52年2月1日(火)午前8時30分から

2 試 験 場 所

茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地

茨城県立中央看護専門学校

3 試 験 科 目

- (1) 学科試験 国語, 看護学, 一般常識及び作文
- (2) 面 接 (必要があるときは身体検査を行う。)

4 募 集 人 員 25人

5 受 験 資 格

昭和22年4月以降出生の女子で次の各号の一に該当する者

- (1) 文部大臣又は厚生大臣の指定した看護婦学校又は養成所を卒業したもの及び昭和52年3月卒業見込みの者
- (2) 厚生大臣の免許を受けた看護婦

6 受験願書受付期間及び出願場所

(1) 願書受付期間

昭和51年12月13日(月)午前9時から昭和52年1月22日(土)午後零時30分まで(郵送の場合は昭和52年1月22日の消印のあるものまで有効)

(2) 出願場所

茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地

茨城県立中央看護専門学校

7 出願手続書類等

- (1) 入学願書(本校所定の用紙)
- (2) 資格証明書1通(看護婦学校又は養成所の卒業証明書若しくは卒業見込み証明書又は看護婦免許証の写し。)
- (3) 最終学年成績証明書1通(看護婦学校長又は養成所長が発行するもの。)
- (4) 内申書1通(本校所定の用紙により看護婦学校長又は養成所長が発行するもの。)
- (5) 推薦書1通(現在勤務中の者のみ本校所定の用紙により所属長が発行するもの。)
- (6) 写真一葉(上半身, 脱帽, 正面名刺型で出願前6ヶ月以内に撮影したものを願書に貼り付けること。)
- (7) 健康診断書(本校所定の用紙を用い胸部X線直接撮影のフィルムを添付すること。)
- (8) 受 験 料 不 要

(臨床看護学科)

1 試 験 期 日

昭和52年2月3日(木)及び4日(金)の各日午前8時30分から

2 試 験 場 所

茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地

茨城県立中央看護専門学校

3 試 験 科 目

- (1) 第1次試験 (学科試験) 2月3日(木) 国語(現代, 古文) 数学(I), 理科(生物

I, 物理 I, 化学 I), 英語

- (2) 第2次試験(第1次試験合格者のみ) 2月4日(金)

面 接(必要があるときは身体検査を行う。)

4 募 集 人 員 40人

5 受 験 資 格

昭和30年4月以降出生の独身の男, 女子で, 次の各号に該当する者

- (1) 高等学校卒業者(昭和52年3月卒業見込みの者を含む。)
(2) 心身ともに健康で将来看護婦(士)となるのに適当な者

6 受験願書受付期間及び場所

- (1) 願書受付期間

昭和51年12月13日(月) 午前9時から昭和52年1月22日(土) 午後零時30分まで(郵送の場合は昭和52年1月22日の消印のあるものまで有効)

- (2) 出願場成

茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地

茨城県立中央看護専門学校

7 出願手続書類等

- (1) 入学願書(本校所定の用紙)
(2) 最終出身学校卒業証明書又は卒業見込証明書1通
(3) 同上学校最終学年成績証明書1通(最終出身学校長が発行するもの。)
(4) 内申書1通(本校所定の用紙により最終出身学校長が発行するもの。)
(5) 写真一葉(上半身, 脱帽, 正面名刺型で, 出願前6ヶ月以内に撮影したものを願書に貼る付けること。)
(6) 健康診断書1通(本校所定の用紙を用い胸部X線直接撮影のフィルムを添付すること。)
(7) 受 験 料 不 要

第2 茨城県立水戸看護専門学校

1 試 験 期 日

昭和52年2月8日(火)から10日(木)までの各日午前9時から

2 試 験 場 所

茨城県水戸市東原3丁目3番35号

茨城県立水戸看護専門学校

3 試 験 方 法

- (1) 第1次試験(学科試験) 2月8日(火) 国語, 数学, 社会, 作文及び看護学(准看護婦学校卒業程度)
(2) 第2次試験(第1次試験合格者のみ) 2月9日(水) または 2月10日(木)
面 接(必要があるときは身体検査を行う。)

4 募 集 人 員

臨床看護第一科(修業年限2年, 昼間) 100人

臨床看護第二科(修業年限3年, 夜間) 40人

5 受 験 資 格

次の各号の一に該当するもの

- (1) 准看護婦(士)の免許を得たのち3年以上看護業務に従事している准看護婦(士)
- (2) 高等学校を卒業している准看護婦(士)(准看護婦養成所に指定されている高等学校を昭和52年3月卒業見込の者を含む。)

6 受験願書受付期間及び出願場所

(1) 願書受付期間

昭和52年1月17日(月)午前9時から昭和52年2月3日(木)午後5時まで(郵送の場合は昭和52年2月3日の消印まで有効)

(2) 出願場所

茨城県水戸市東原3丁目3番35号

茨城県立水戸看護専門学校

7 出願手続書類等

(1) 5の受験資格(1)に該当する者

ア 入学願書(本校所定の用紙)

イ 准看護婦(士)の免許証の写し1通

ウ 就業証明書1通(本校所定の用紙により施設長が発行するもの。)

エ 最終学年成績証明書1通(准看護婦学校長又は養成所長が発行するもの。)

オ 内申書1通(本校所定の用紙により准看護婦学校長又は養成所長が発行するもの。)

カ 写真一葉(上半身, 脱帽, 正面名刺型で出願前6ヶ月以内に撮影したものを願書に貼る付けること。)

キ 健康診断書1通(本校所定の用紙)

ク 受 験 料 不 要

(2) 5の受験資格(2)に該当する者

ア 入学願書(本校所定の用紙)

イ 准看護婦(士)の資格を有する者にあつては免許証の写し1通

ウ 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込み証明書1通(准看護婦養成所に指定されている高等学校を卒業又は卒業見込の者にあつては, その卒業証明書又は卒業見込み証明書, その他の高等学校を卒業しているものにあつてはその卒業証明書)

エ 最終学年成績証明書1通(准看護婦学校長又は養成所長が発行するもの。)

オ 内申書1通(本校所定の用紙により准看護婦学校長又は養成所長が発行するもの。)

カ 写真一葉(上半身,脱帽,正面名刺型で出願前6ヶ月以内に撮影したものを願書に貼り付けること。).

キ 健康診断書1通(本校所定の用紙)

ク 受 験 料 不 要

●職業訓練指導員試験の実施

職業訓練法(昭和44年法律第64号(以下「法」という。))第30条の規定による職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 試験を実施する職種

(1) 実技試験及び学科試験を実施する職種

機械科(機械及び仕上げ担当),溶接科,構造物鉄工科,電気科及び電子科

(2) 学科試験のうち指導方法のみの試験を実施する職種

ア 技能検定1級合格者が受験できる職種(職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24号。

以下「省令」という。))別表第11の2に掲げる職種)

イ 別表第11の3に掲げる職種のうち実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される職種

2 試験の期日及び場所

昭和52年1月10日から2月10日までの指定する日及び場所

3 受験資格及び試験の免除

(1) 受験資格

法第30条第3項各号に掲げる者とする。ただし、次の各号に該当する者は受験できない。

ア 禁治産者又は準禁治産者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け当該取消しの日から2年を経過しない者

(2) 試験の免除

省令第46条の表の上欄に該当する者についてはそれぞれ同表下欄に掲げる試験を免除する。

4 試験の科目

省令別表第11に掲げる実技試験の科目及び学科試験の科目

5 受験手続

(1) 受付期間

昭和51年10月21日(木)から10月30日(土)までとする。ただし、郵送による場合は、10月30日(土)の消印のあるものについては有効とする。

(2) 受験に必要な書類

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

- イ 受験資格を証する書面(卒業又は修了証明書, 合格証書の写し, 実務経験証明書等)
- ウ 履 歴 書
- エ 戸籍抄本又は謄本
- オ 身分証明書(本籍地の市町村長の発行するもの)
- カ 写 真(申請6カ月以内に撮影した正面脱帽の写真でライカ判(30mm×35mm)とし, 裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)2枚
- キ 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者は免除資格を証明する書面

(3) 受験手数料

学科試験 1,000円, 実技試験 6,000円

茨城県収入証紙を申請書の所定の位置に張り付け, 消印はしないものとする。

なお, この手数料は申請を取り下げた場合又は受験しなかつた場合でも返還しない。

6 合 格 発 表

昭和52年2月25日(金)職業訓練課において掲示するとともに合格者には直接通知する。

7 試験についての問い合わせ

〒310 水戸市三の丸県庁内職業訓練課検定係

TEL 0292-21-8111 内線 730

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので, 同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一般国道 123号改築工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
水戸市飯富町字安土星及び字陸地内
" 渡里町字乃木及び字松ノ木下地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和51年9月25日から昭和51年11月20日まで

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道 長沢水戸線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

水戸市下国井町字横町, 字後原, 字西塙, 字庄司, 字台畑及び字青木下地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和51年9月25日から昭和51年11月20日まで

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道 真端水戸線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

水戸市開江町字宮久保, 字芦荻匂, 字宮内, 字宮後, 字臺及び字権現台地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和51年9月25日から昭和51年11月20日まで

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道 土浦野田線道路舗装補修工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

岩井市大字大谷口字西原地内

〃 大字小泉字新田地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和51年9月20日から昭和51年10月20日まで

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 都市計画街路事業(辺田本町線)

3 立ち入ろうとする土地の区域

岩井市大字岩井字旧界内, 字愛護脇, 字四ツ家後, 字本町東側, 字本町西側, 字仲町東側,

字仲町西側, 字仲町, 字新町, 字新町西側, 字新町東側, 字土手向,

字土手向東側, 字花立及び字稲荷久保地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和51年9月20日から昭和51年12月28日まで

1 起業者の名称 茨城県知事

2 事業の種類 一級河川利根川水系向堀川河川改修工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

猿島郡総和町大字上砂井字竹の下地内

〃 〃 大字上砂井新田字田中地内

- " " 大字上辺見字大下, 字岡沼, 字新沼, 字六軒下及び字廿ト地内
 " " 大字下辺見字西田, 字沼田, 字堤下, 字六軒, 字平尾及び字思案橋地内
 " " 大字大堤字沼田地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和51年9月20日から昭和51年12月28日まで

●基幹道路の整備事業を完了

過疎地域対策措置法(昭和45年法律第31号)第13条第1項の規定により, 基幹道路の整備事業を完了したので次のとおり告示する。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工事完了の日
真 瀬 久 保 諏 訪 下 線	久慈郡太子町大字小生瀬字羽抜田 2878の6番地から 久慈郡太子町大字大生瀬字立神256の 1番地まで	道路改良	昭和51年3月25日
町田西河内 里 道 線	(Ⅰ工区) 久慈郡水府村大字町田字北向809番地から 久慈郡水府村大字町田字石久保 1298番地まで (Ⅱ工区) 久慈郡水府村大字町田字杉平後 1256番地から 久慈郡水府村大字町田字杉平入 1406番地まで	道路改良	昭和51年3月25日

●土地区画整理組合の設立

本宮土地区画整理組合の設立については, 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定に基づき, 昭和51年9月20日認可したから同法第21条第3項の規定により次のとおり公告する。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 本宮土地画区整理組合
- 2 事業施行期間
昭和51年9月20日から昭和56年3月31日まで
- 3 施 行 地 区
日立市本宮二丁目及び本宮四丁目の一部
- 4 事務所の所在地
日立市助川町1丁目1番1号 日立市役所内
- 5 設立認可の年月日
昭和51年9月20日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公 告 の 方 法
日立市役所の指定掲示場に掲示する。

~~~~~  
●土地区画整理事業の事業計画の変更

南部第一土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したから、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 南部第一土地区画整理組合
  - 2 事業施行期間  
昭和46年1月13日から昭和56年3月31日まで
  - 3 施 行 地 区  
日立市久慈町字二の後藤山, 字二の立野, 字後原, 字石ヶ作の全部及び同町字曲松, 字赤羽,  
字芳小田, 字町田, 字五反田, 字畑五反田, 字後藤山, 字立野, 字農子皿の各  
一部  
南高野町字後原の全部及び同町字家後, 字東, 字宿, 字上の台の各一部
  - 4 事務所の所在地 日立市久慈町2363番地  
日立市役所 南部支所内
  - 5 設立認可の年月日  
昭和46年1月13日
  - 6 変更認可の年月日  
昭和51年9月20日
- ~~~~~

●土地区画整理組合における換地処分

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により相金土地区画整理組合において、換地処分をした旨の届出があつたから同条第4項の規定により公告する。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

●水戸・勝田都市計画公園事業地内の土地建物等の有償譲渡の制限について

茨城県が施行する水戸・勝田都市計画公園事業六.六.四〇一笠松運動公園の事業地内における土地建物等については、下記のような有償譲渡について制限がありますので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定によりお知らせします。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 事 業 地

昭和50年9月18日建設省告示第千二百八十三号の事業地に茨城県勝田市大字佐和字ウサキ・字篠根沢・字当間及び那珂郡那珂町大字向山字保登内及び那珂郡東海村大字船場字遠間地内を加える。

2 制 限 内 容

当該事業地内の土地建物等を有償(売買、交換等)で譲り渡そうとする者は、その譲渡予定額ならびに相手方、その他当該土地、建物等についての所有権以外の権利等について茨城県へ届出が必要です。なお届出があつた後、30日以内に県が買い取り等について通知しますが、この期間内は、法により県以外の第三者に譲渡できませんので御注意下さい。違反した場合は、法により、罰せられます。

3 問 い 合 せ 先

水戸市三ノ丸一丁目五番三十八号

茨城県土木部都市施設課

電話(水戸)21局 8111番 内線 824

那珂郡那珂町大字向山保登内1282-1

茨城県笠松運動公園事務所

電話(那珂)2局 0180番

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号           | 指 定 年 月 日 | 申 請 者                          |                            | 道 路 の 位 置                                                                              | 道路幅員及び延長   |                      |
|----------------|-----------|--------------------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------|
|                |           | 氏 名                            | 住 所                        |                                                                                        | 幅 員<br>(m) | 延 長<br>(m)           |
| 浦土木指令<br>第948号 | 51. 8. 10 | 松浦 芳治                          | 土浦市小松613                   | 土浦市大字小松字<br>香尺906—3                                                                    | 4.00       | 34.50                |
| "<br>第960号     | 51. 8. 17 | 吉田 るい                          | " 荒川沖西<br>区3—224—24        | " 大字荒川沖字<br>庚申塚236—32                                                                  | 4.00       | 26.10                |
| "<br>第961号     | "         | 君崎 正信                          | 新治郡千代田村<br>大字下稲吉2067       | 新治郡千代田村大字<br>下稲吉2067—4                                                                 | 4.60       | 29.60                |
| "<br>第965号     | "         | 小野田光義                          | 埼玉県蔵市南町<br>1—16—22         | 土浦市大字中字們<br>番外24—688—同—690                                                             | 4.00       | 71.40                |
| "<br>第966号     | "         | 飯田 武雄                          | 土浦市永国<br>246—1—            | " 大字永国字<br>根崎246—4                                                                     | 4.00       | 15.90                |
| "<br>第979号     | 51. 8. 23 | 新都市開発<br>(株)<br>代表取締役<br>瀬戸川 裕 | 横浜市中区常盤<br>町2—11           | 筑波郡谷田部町高野台<br>2—5—7                                                                    | 4.00       | 20.20                |
| 潮土木指令<br>第261号 | 51. 8. 26 | 井坂 正巳                          | 鹿島郡鉾田町<br>大字鉾田2271         | 鹿島郡鉾田町大字鉾田<br>字西町2348—6, —8                                                            | 4.09       | 46.30<br>(回転広<br>場付) |
| 下土木指令<br>第544号 | 51. 8. 26 | 坂井 忠夫<br>外4名                   | 栃木県小山市<br>大字中久喜1330        | 結城市大字小田林字台<br>下1721—1の一部,<br>1717—3                                                    | 6.00       | 24.55                |
| "<br>第545号     | "         | 趙 鋪泰                           | 埼玉県川口市<br>大字並木町1—<br>12—24 | 下館市大字蔵字定田<br>9—2, 11—8                                                                 | 6.00       | 78.00                |
| "<br>第546号     | "         | 古井神トシ子                         | 下館市大字<br>飯島102             | " 大字飯島字中寺<br>崎101—1の一部                                                                 | 4.00       | 31.50                |
| 境土木指令<br>第302号 | 51. 8. 31 | 明野 明                           | 東京都武蔵野市<br>中野2—8—13        | 猿島郡境町浅間東<br>1046—4                                                                     | 4.00       | 18.10                |
| "<br>第303号     | "         | 新納 光子                          | 岩井市辺田<br>1524—3            | 岩井市辺田御林<br>1474—13                                                                     | 4.00       | 34.00                |
| "<br>第304号     | "         | 三和開発(株)<br>代表<br>山中 信男         | 東京都豊島区東<br>池袋1—11—4        | 猿島郡三和町谷貝上<br>832—2                                                                     | 6.00       | 73.70                |
| 水土木指令<br>第767号 | 51. 9. 2  | 田口 元子                          | 勝田市大字<br>武田397             | 勝田市大字武田字<br>猫山419—イ                                                                    | 4.00       | 35.00                |
| "<br>第768号     | "         | ヨシミツ産業<br>RR代表<br>打越 丈夫        | " 東石川<br>713               | " 田彦字雷土<br>1381—7                                                                      | 4.00       | 34.80                |
| 潮土木指令<br>第266号 | 51. 9. 3  | 嘉瀬東三郎                          | 鹿島郡鹿島町<br>大字粟生2865         | 鹿島郡鹿島町平井小規<br>模高天原粟生団地配分<br>仮番号11—7                                                    | 4.00       | 34.80                |
| "<br>第269号     | 51. 9. 4  | 矢沢カオル                          | 東茨城郡茨城町<br>小幡2761の50       | " 旭村大字鹿田字<br>辰沢887—36, 42, 64,<br>65, 66, 67, 68, 69,<br>70, 71, 80, 82, 91,<br>92, 94 | 4.41       | 100.38               |
| 竜土木指令<br>第575号 | 51. 9. 6  | 富士商事(株)<br>代表取締役<br>大久保 藤      | 東京都新宿区西<br>新宿1—18—13       | 阿見町荒川沖字鴉野<br>1771—3, 4, 5                                                              | 4.30       | 49.20                |
| "<br>第576号     | "         | 高橋 元吉                          | 阿見町荒川沖<br>1424             | " " "<br>1779—15                                                                       | 4.00       | 25.65                |

|                |          |       |                    |                                               |      |       |
|----------------|----------|-------|--------------------|-----------------------------------------------|------|-------|
| 下土木指令<br>第549号 | "        | 真島 善吉 | 下館市大字<br>一本松1197-2 | 下館市大字一本松字八<br>幡台1196-1, 20,<br>1129-2, 1130-4 | 6.00 | 90.00 |
| "<br>第550号     | "        | 吉野 継輔 | 横浜市戸塚区<br>金井町1435  | 真壁郡明野町大字<br>中根字谷地賀267-1                       | 4.00 | 27.50 |
| 潮土木指令<br>第272号 | 51. 9. 8 | 内野 夏夫 | 鹿島郡神栖町<br>知手38-9   | 鹿島郡神栖町知手<br>神栖南部団地仮58-8                       | 4.00 | 31.04 |

### ●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3号の規定に基づき、次の地域の工事が昭和51年9月1日に完了した。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市笠原町字上組510

- 2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町小鶴107

佐久間 正 夫

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3号の規定に基づき、次の地域の工事が昭和51年9月3日に完了した。

昭和51年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市笠原町1514-2外2筆

- 2 事業主の住所及び氏名

水戸市笠原町1514-2

茨城北洋株式会社

代表取締役 津布久 福 次

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ)(金 1,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所